

**令和4年度三原市シティプロモーション推進事業（戦略的ブランド確立事業）業務
受注者選定に係るプロポーザル募集要項**

1 要旨

三原市（以下「本市」という。）では、平成31年度策定の三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略、並びに令和2年度策定の三原市シティプロモーション戦略（以下「戦略」という。）に基づき、移住定住人口、関係人口及び交流人口の増をめざし、市民や企業、市役所が一体となってまちの魅力づくりに取り組み、そのプロセスや共創した魅力を戦略的・効果的に情報発信し、市民のまちへの愛着や誇りを醸成するとともに、市外において魅力的な地域であるとの認知獲得を図ることとしている。

ついては、この取組を推進するため、専門的な知識や豊富な実践経験による助言を行うアドバイザーとしての役割と、三原の魅力づくりなどの実践的な活動ができ、プレイヤーとしての役割を担う受注者選定のための公募型プロポーザルを実施し、提案業者の当該業務に関する知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した受注者を選定する。

2 業務概要

- (1) 業務名称：令和4年度三原市シティプロモーション推進事業（戦略的ブランド確立事業）業務
- (2) 業務内容：別紙「令和4年度三原市シティプロモーション推進事業（戦略的ブランド確立事業）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 予算上限額：5,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (3) 参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 令和3～5年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿（種目番号〔27企画制作〕）に登録されていること。登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出すること。
- (6) 三原市内に本店又は支店その他営業所を有する者であること。

4 提出書類

- (1) 参加申請書 … 1部
別紙様式1に記載してください。
3(5)の令和3～5年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿（種目番号〔27企画制作〕）に登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出してください。
- (2) 見積総括表及び見積書 … 8部
ア 見積総括表は別紙様式2に記載してください。また、会社名、住所、電話番号、代表者名を記入のうえ、会社印を押印してください。押印は1部で他はコピーで構いません。
イ 見積書の様式は特に指定しません。ただし、仕様書中の「4 委託業務の内容（1）～（7）」に示すそれぞれの要素の金額が明確になるよう記載してください。（「一式」という記載は不可であり、内訳がわかる記載とすること）

(3) 企画提案書 … 8部

企画提案書は、仕様書により、概ね、次の内容を盛り込んで展開してください。ただし、当該プロポーザルでの提案内容を制限するものではありません。

A4判で任意の様式とし、使用するフォントの文字サイズは、原則10ポイント以上とします。なお、企画提案書を作成するうえで、項目名が異なっても構いません。

ア アドバイス業務

戦略に基づき、これまで実施してきた取組の方針や内容を理解し、市が取り組む次のシティプロモーション推進事業（以下「事業」という。）について、まちの魅力づくりや効果的な情報発信、メディア露出などマーケティングコミュニケーションに関する専門的な知識や知見による助言や監修を行う。

(7) 「みんなで創るまち三原」プロジェクトの推進

市民や企業、市役所など様々な主体が一体となり、「選ばれるまち」となるための魅力づくりに取り組む「みんなで創るまち三原」プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を推進する。

(4) 庁内関係部署の連携を図るプロジェクトチームの運営

若手職員を中心に構成する庁内横断的なプロジェクトチームによる、市民や企業等が主体となって取り組むプロジェクトへの参加・支援や、チームが主体となってプロジェクトに取り組み、その情報発信を行う。

(9) 関連施策に連動したシティプロモーションの実施

戦略に基づいたプロジェクトやプロジェクトチームによる取組を、本市が実施する移住定住施策、交流・関係人口施策等と連動させ取り組むとともに、市内外への情報発信を実施する。

(エ) 次期戦略策定に向けた方針・方向性の検討

現戦略の計画期間が令和5年度で終了するため、新戦略の策定に向けて、これまでの成果や進捗状況を踏まえ、今後のシティプロモーションをさらに飛躍させるための方針や方向性を検討する。

イ 企画・実践業務

戦略に基づき、これまで実施してきた取組の方針や内容を理解し、市が取り組む次の事業について、まちの魅力づくりや効果的な情報発信等につながるよう企画・実践及びサポートする。

(7) 「みんなで創るまち三原」プロジェクトの推進

市民や企業、市役所など様々な主体が一体となり、選ばれるまちとなるための魅力づくりに取り組むプロジェクトを推進する。また、様々なプロジェクトが創出されることを目的とした市民座談会を開催するなど、市民や企業等とのつながりを強化する。

(4) 庁内関係部署の連携を図るプロジェクトチームの運営

若手職員を中心に構成する庁内横断的なプロジェクトチームによる、市民や企業等が主体となって取り組むプロジェクトへの参加・支援や、チームが主体となってプロジェクトに取り組み、その情報発信を行う。

ウ プロモーション業務

(7) 広報戦略課における市内外へのプロモーション

広報戦略課が実施する市内への広報（ケーブルテレビ、コミュニティFM、広報誌）や、市外に向けた情報発信（プレスリリース、フィルムコミッション、メディアキャラバン等）に対して助言やサポートを行うとともに、効果的なプロモーションを企画・実施し、市内外に本市のシティプロモーションの取組を浸透させる。

(4) 専用サイトの構築・運用管理

シティプロモーションの取組を幅広く発信する専用サイトを構築し、各プロジェクトや

その取組の過程を市内外へ情報発信する。

エ 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に実施することが可能な体制を構築し、各業務の実施に当たって、責任者を配置し、役割分担及び連絡体制を明らかにすること。責任者は、本業務の実施に当たって、市担当者とミーティング（月1回以上）や必要な打ち合わせを随時行うこと。

オ 効果測定及び評価

本事業における効果測定指標として、民間調査（地域ブランド研究所実施「地域ブランド調査」）による「都市認知度」「情報接触度」及び市への移住定住相談者における本市のシティプロモーションの認知度を掲げており、その他活用できる調査等や効果的な効果測定の実施を支援すること。

カ 相乗効果が期待できる独自提案

本業務に加え、本市のシティプロモーションをより盛り上げ、多くの人に本市が注目されるような提案、また、相乗効果が期待できる提案を行うこと。

キ 年間の事業計画書及び月次報告書の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。また、翌月に前月の月次報告書を提出すること。なお、3月分は3月31日までに提出すること。

5 提出方法

(1) 提出期日、提出書類

ア 参加申し込み 提出期日：令和4年4月8日（金）午後5時まで【必着】

提出書類：4の(1)

イ 企画提案書 提出期日：令和4年4月15日（金）午後5時まで【必着】

提出書類：4の(2)、(3)

(2) 提出先

本書の示す「10 資料提出及び問い合わせ先」に持参又は郵送してください。持参の場合は、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとします。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式（価格面と技術面を総合的に評価し、優先契約交渉受注者を決定する。）

(1) 書類選考

提出書類をもとに評価を行い、当方がプレゼンテーション・ヒアリングを行いたい者に対してプレゼンテーション案内通知を送付します。

(2) プレゼンテーション選考

令和4年度三原市シティプロモーション推進事業（戦略的ブランド確立事業）業務受注者選定に係るプレゼンテーション・ヒアリングを行い、提案内容全般を総合的に評価し、最も高い評価値の1者を優先契約交渉受注者として選定します。

7 質疑応答

(1) 提出方法

質疑がある場合は、質問票（別紙様式3）により質問事項を箇条書きにして、本書中の「10 資料提出及び問い合わせ先」に電子メールで送信してください。なお、送信した際は、電話でその旨をご連絡ください。

(2) 提出期限

令和4年4月1日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

全ての質疑に対する回答を令和4年4月5日（火）に電子メールで全ての参加申込者に配信します。

8 提案募集、選定スケジュール

令和4年3月29日（火）	募集公示（募集要項・仕様書公表）
令和4年3月29日（火）	書類提出受付開始，質問受付開始
令和4年4月1日（金）	質問締め切り（午後5時まで）
令和4年4月5日（火）	質問回答予定日
令和4年4月8日（金）	参加申し込み締め切り日（午後5時まで）
令和4年4月15日（金）	企画提案書類提出締め切り（午後5時まで）
令和4年4月18日（月）	書類選考及びプレゼンテーション案内通知
令和4年4月21日（木）	プレゼンテーション選考
令和4年4月22日（金）	選考結果通知

9 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とします。
- (2) 企画提案に関する資料は、返却しません。
- (3) 提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできません。
- (4) 提出書類は、本プロポーザル以外には使用しません。
- (5) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属します。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、本市に帰属します。
- (6) 募集要項、仕様書配布後は、広報戦略課のほか関連部署への営業活動等の情報収集活動を禁止します。
- (7) 提案内容に虚偽があった場合は、提案を無効とします。
- (8) 参加申し込み後、提案していただけない場合でもご連絡をお願いします。
- (9) 提出書類は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づく開示が実施されることがあります。

10 資料提出及び問い合わせ先

三原市経営企画部広報戦略課 担当：三信，清水
〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号
Tel 0848-67-6007 Fax 0848-64-7101
E-Mail アドレス koho@city.mihara.hiroshima.jp